

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月22日
条例の題名	社会福祉法人の助成に関する条例	公 布 日	平成12年10月13日
条 例 番 号	平成12年三重県条例第74号	直 近 改 正 日	なし
所管部局課	健康福祉部健康福祉総務課	電 話 番 号	059-224-2323
条例の概要	社会福祉法人に対する補助金の支出等につき、必要な事項を定める。		条例の 類型  手続型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	社会福祉法人に対する補助金の支出等を行われており妥当である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	社会福祉法第58条第1項において、条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し補助金を支出すること等ができると規定されている。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	社会福祉法第58条第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	社会福祉法人への助成は共生の福祉社会に資するものであり、整合している。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
公平性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	社会福祉法人に対する規定であり、限定的であるが、社会福祉の増進という公益上問題ないと考える。
その他	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		社会福祉法の規定に基づく条例であり、改正・廃止の必要はない。		無	無